（特許料の軽減）

第二条　法第十条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、認定研究開発事業計画（法第五条第二項に規定する認定研究開発事業計画をいう。以下同じ。）に従って行われる研究開発事業（法第二条第三項に規定する研究開発事業をいう。以下同じ。）の成果に係る特許発明であることを証する書面、申請人が法第十条第一項各号のいずれにも該当する者であることを証する書面及び認定研究開発事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の名称及び住所

二　申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号

三　特許料の軽減を受けようとする旨

2　特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（出願審査の請求の手数料の軽減）

第三条　法第十条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る発明が認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明であることを証する書面、申請人が同項各号のいずれにも該当する者であることを証する書面及び認定研究開発事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の名称及び住所

二　申請に係る発明の特許出願の表示

三　出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨

2　特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（所得税法施行令等の一部を改正する政令等の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「（平成二十三年法律第　　号）」を「（平成二十四年法律第五十五号）」に改め、「施行の日」の下に「（平成二十四年十一月一日）」を加える。

一　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十五号）附則第一条第三号

二　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十六号）附則第一条第四号

三　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）附則第一条第六号

（法人税法施行令の一部を改正する政令及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3　次に掲げる政令の規定中「平成二十四年四月一日又は」を削り、「（平成二十三年法律第　　号）」を「（平成二十四年法律第五十五号）」に、「のいずれか遅い日」を「（平成二十四年十一月一日）」に改める。

一　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）附則第一条第三号

二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）附則第一条第四号

経済産業大臣　枝野　幸男

内閣総理大臣　野田　佳彦

府　令

○内閣府令第七十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項から第三項まで、第二十七条の二十六第二項、第四項及び第五項並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項の規定に基づき、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等）

第三条の二　令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあっては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあっては数量及び売買成立日時とする。

2　令第六条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式記載上の注意⑴ｄ、⑺ｂ及び⑽中「すべて」を「全て」に改め、同記載上の注意⑿ａ中「すべて」を「全て」に改め、「株式分割等」の次に「又は株式併合等」を加え、「、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には」を削り、「増加」を「それぞれ増加又は減少」に改め、同記載上の注意⑿ｅ⑤中「株式分割等」の次に「又は株式併合等」を加え、「、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には」を削り、「増加」を「それぞれ増加又は減少」に改める。

第二号様式記載上の注意ｆ中「売買取引又は」を「売買取引若しくは」に改め、「店頭売買取引」の次に「又は法第２条第８項第10号に掲げる行為による有価証券の売買取引」を加える。

附　則

この府令は、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十号）の施行の日（平成二十四年十月三十一日）から施行する。